

生活 日月火水木金土
家族健康
介護・シニア
子育て衣食住

家計

社会保険労務士
相川裕里子

年金生活者支援給付金は老齢、障害、遺族の各基礎年金を受けている人のうち、一定の要件を満たしている場合に支給されます。今回は障害、遺族の給付金について、受給の条件などを解説しま

知って得する 社会保障

年金生活者支援給付金③

病気で障害基礎年金を受給している彩さん(三〇)に給付金の案内の封筒が届きました。彩さんの収入は年金だけです。同居の両親はともに会社員で十分収入があり、税金も払っています。彩さんは「自分が給付金の対象になるの？」と疑問に思いました。

本人所得で受給審査も

障害、遺族年金生活者支援給付金

給付月額
障害年金2級、遺族年金の受給者……5000円
障害年金1級の受給者……6250円

給付条件
本人の前年の所得が462万1000円以下(年金額は含まず、各種控除後の額)
※扶養親族がいる場合、1人につき38万円を上記の基準額に加算。扶養親族の年齢によってさらに加算されるケースも

なお、給付金を受ける本人に扶養親族がいる場合は、基準となる所得額の四百六十二万一千円に、扶養親族一人につき三十八万円を加えた額を基準として受給の可否を判断します。さらに、扶養親族の中に七十歳以上の人がいる場合は一人につき三十八万円を四十八万円、十六〜二十三歳の人がいるなら六十三万円にそれぞれ置き換えて計算します。

勧誘で電気契約切り替え 実際は安くならず解約



「ねえ、よまさん、電気会社を替えると電気料金が安くなるよ。よく考えよう。」

「解約だ、契約だ、めんどうくせえし……」

「いや、この人はそんなに安くはないよ。少しも家計の直しに思いついていないよ。」

「気もちのスイッチの切り替え、大事なようだよ。」

電気の小売りが全面自由化されて三年。東京都内の消費生活相談窓口には、契約をめぐるトラブルの相談が増えて

いる。今年四月、都内の八十年代男性に電気小売事業者の代理店営業員が訪問。「今より料

金が安くなる」と説明し、男性は内容をよく理解しないまま契約した。その後、家族が内容をよく確認すると、実際は安くならないことが判明し、解約した。都内では、同じような相談がこの半年で八百二十七件寄せられた。電気料金は使用する時間帯や量、電源の種類などの条件によって異なる。担当者は「現在の契約内容をよく確認し、切り替えてどの程度安くなるか、安くなる条件は何かを調べて」と呼び掛けている。

「負資産」親は生前対策を

「一人(ひとり)になるなら、もっと勉強しておけばよかったと後悔しています」。長野県の女性(八〇)からこんな投稿が寄せられた。めい二人が相続した不動産の管理で困っているという。近くに住んでいた女性の妹は十数年前に脳血管障害で倒れ、約七年前に亡くなった。妹の家族は四十代の娘二人。いずれも結婚し東京で暮らしており、妹が亡くなるまで介護は女性が担った。納骨時、妹名義の家屋付き宅地と農地約四千平方メートルについてめいを交えて相談。司法書士の「娘二人の共有名義に」という助言に従い、よく分からないまま、手続きしたという。

事前におきたい「負資産」対策 (清田幸弘さんへの取材による)



- ◆財産の現状を確認
- ◆財産価値の有無を明確に分ける
- ◆相続税の試算
- ◆相続する人を決める
- ◆相続したい人がいない場合、売却するか、相続人でない人に遺贈するなど遺言を準備する

相続した実家や農地を処分したいのに、買い手がつかず困っている人は少なくない。所有しているだけでも、税金や管理の手間などでお金がかかる。こうしたマイナスの不動産は「負資産」とも呼ばれ、相続をきっかけに問題が表面化しやすい。子世代が困らないためにも、親は早めに対策を立てたい。

どうする 相続

農地が雑草などで荒れると、近所から女性に苦情が来る。市の農業委員会からも「農地をどうするのか」と問い合わせてきた。本来、管理するのは所有者のめい。だが、電話をしても出ず、連絡が取れないまま、何も決められない。やむを得ず、女性が年二〜三回、草刈りをしてい。名義を安易に地元にいる相続人にしたため、心

管理、税金…子世代の負担に

紛にわたる。農協に勤務経験のある税理士清田幸弘さん(五七)は「東京は『いらぬ不動産は、家族や親戚で押し付け合いになる。親の生前対策が大切』と話す。清田さんによると、対策はこんな手順を進めるといい。まず、どんな財産があるか洗い出し、相続税を試算する。不動産は財産価値の有無を踏まえ、誰に継がせるか決める。後継者、相続したい人がいない農地などは売却するか、耕作する意思のある農家に、無償で土地を譲る「遺贈」するなどの遺言を準備。財産全体で負債が多い場合は、相続放棄も検討する。

困り事や体験談募集

相続に関する困り事や体験談を募集します。メールseikatut@tokyo-np.co.jp、ファクス03(3595)6931。件名に「どうする相続」と記入を。

「先祖の思いだけでなく、子世代にも目を向け、負担を残さない対策の検討を」と呼び掛けている。清田さんは、相続する不動産に農地がある場合は「周りの農家で買いたい人、借りた人を探すため、まず農業委員会に相談を」と助言。親世代には「三人兄弟で話し合い、長男の清田さんが相続する予定。とはいえ、売却先があれば、必ずしも継ぐ必要はないと考えている。

あすの紙面

高野優さん漫画エッセー 「思春期コロシウム」



ご意見・ご感想を 住所・氏名・年齢・職業・電話番号を明記し〒100 8525 東京新聞生活部へ。ファクス03(3595)6931、seikatut@tokyo-np.co.jp